

学校感染症（インフルエンザ等）罹患時の対応と 欠席届手続き



学生

受診し、学校感染症（学校保健安全法施行規則第18条）と診断

「**登校許可証明書**」を医師に書いてもらう

※大学ホームページよりダウンロード可

「**登校許可証明書**」に記載されている出席停止期間を守り、自宅待機

※部活動・サークル活動・アルバイトへの参加不可

登校許可日に登校 ※自己判断しないこと



担任・G T・部活動サークル顧問に連絡

教職員



登校後、「**登校許可証明書**」に記載されている登校許可日以降7日以内に
学習支援オフィスにある「**欠席届**」を記入し
「**登校許可証明書**」と「**欠席届**」
を保健センターへ提出し、証明印を受ける

保健センターへ
電話（011-387-3984）か
メールで報告

保健センターにて処理後、
「**登校許可証明書**」と「**欠席届**」をコピーし、
欠席した科目担当教員に提出

保健センター

情報収集

濃厚接触者の確認・対応
医療機関への受診勧奨

感染症発症状況の 周知・情報伝達

学生ポータルサイトで発信
教職員へのメール周知
学内掲示板

感染予防・拡大 防止対策

手指消毒液の設置
マスク
咳エチケットの徹底
体温計の管理